

脱！ネットトラブル 脱！ネット依存

～子どもを危険から守るために、**今**、家庭にできること～

近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、多くの児童・生徒がスマートフォンを利用し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになっていきます。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、児童・生徒が犯罪被害に遭遇したり、いじめやプライバシー上の問題など思わぬトラブルに陥ったりするケースも見受けられます。

保護者の皆様をお願いしたいこと ☎ 4ページをご覧ください。

- 1 インターネット上でのマナーや危険防止について話し合い、ルールを作り、一緒に取り組みましょう。
- 2 必ずフィルタリングサービスを利用しましょう。きめ細かいフィルタリングの設定を！
- 3 子どもがどんな使い方をしているのか関心を持ちましょう。子どもの異変をキャッチしましょう。
- 4 インターネットの特性や危険性について学びましょう。
- 5 保護者の皆様が手本を示しましょう。



スマートフォン等でのインターネット利用で発生している三大問題

「SNS での言葉によるいじめ等のトラブル」 ☎ 2ページをご覧ください。

「SNS での画像掲載等のトラブル」 ☎ 3ページをご覧ください。

「スマートフォン等の長時間使用」 ☎ 3ページをご覧ください。

出典：平成 28 年度「福島県の情報教育実態等に関する調査」結果 福島県教育センター

【調査対象】 県公立小学校 445 校、中学校 224 校、高等学校 88 校、特別支援学校 17 校、計 776 校

【調査期間】 平成 28 年 4 月 27 日～5 月 24 日

発行：地域家庭教育推進県北ブロック会議

監修：株式会社情報文化総合研究所代表取締役 佐藤 佳弘

福島県教育庁県北教育事務所

スマートフォン等でのインターネット利用で発生している三大問題

スマートフォン等の急速な普及により、小中学生の所持率が増加し、低年齢化も進んでいます。それにともない、多くのスマートフォン等による問題が発生しています。

三大問題は、

「SNS での言葉によるいじめ等のトラブル」

「SNS での画像掲載等のトラブル」

「スマートフォン等の長時間使用」

です。

そこで、こうしたトラブルから子どもを守り、正しく安全に利活用できる環境を整えることが大切になります。

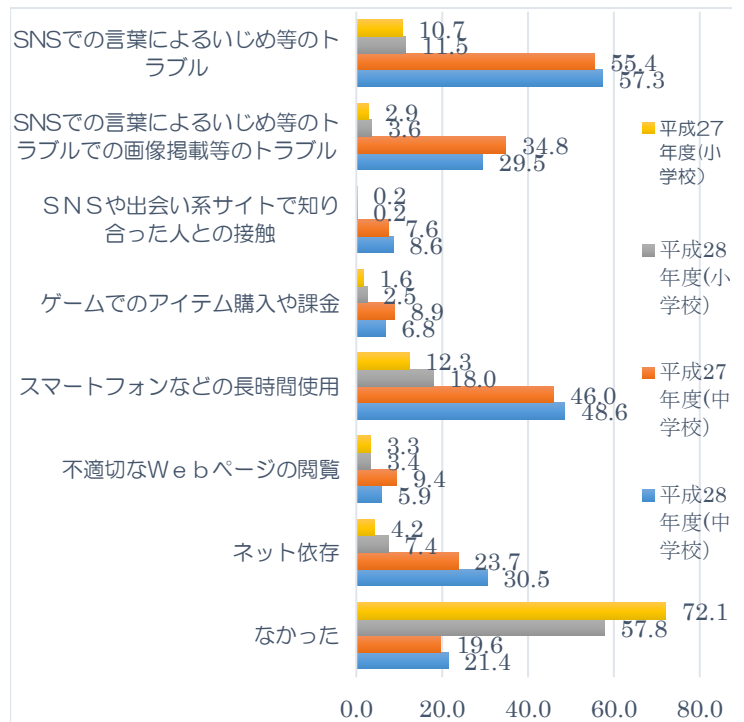
あらためて、お子さんに話してほしいこと

- (1) 18 歳未満はスマホの契約行為ができないこと
- (2) スマホの契約者は保護者であること
- (3) 子どもに貸し与えていること

出典：佐藤佳弘『脱！スマホのトラブル』

武蔵野大学出版会 P82、2014 年 6 月

中学校になると問題が増えます！



出典：平成 28 年度「福島県の情報教育実態等に関する調査」結果 福島県教育センター

【調査対象】 県公立小学校 445 校、中学校 224 校、高等学校 88 校、

特別支援学校 17 校、計 776 校

【調査期間】 平成 28 年 4 月 27 日～5 月 24 日

S N S での言葉によるいじめ等のトラブル



S N S でのいじめ事例

(1) 悪口、陰口

文字として残り続けるため、ダメージを受け続ける。

(2) 既読無視、未読無視

メッセージを読んでも返事がない、メッセージを読んでいるということを理由にいじめの対象になってしまうこともある。

(3) 仲間外し、置き去り

グループトークから外すいじめと本人以外で新たなグループをつくるいじめもある。ネット上で行われる仲間はずれである。

(4) 5分ルール、3分ルール、1分ルール

その時間内に返信しないと無視したのと同じと捉えられてしまうことがある。SNS に縛られてしまい、SNS 疲れ、スマホ中毒、睡眠不足といった問題が起こる。

◎ 外部から監視することはできない。相談ができる窓口が必要である。

参考：平成 28 年度福島県「地域でつながる家庭教育応援事業」フォローアップ研修 株式会社情報文化総合研究所代表取締役佐藤佳弘氏の講演より



SNSでの画像掲載等のトラブル

SNSでの画像掲載等のトラブル事例

(1) 動画いじめ

友だちの恥ずかしいところやいじめているところを動画に撮り、これを配信して笑いものにすることがある。

(2) 悪用、転用

自撮り写真などをネットに掲載することは、悪用してくださいというのと同じ。(悪用…嫌がらせ、キャバクラの写真に転用) GPS機能により、写真に位置情報が残る場合がある。ストーカー問題につながることもある。

(3) リベンジポルノ

ネット上に、いたずらや嫌がらせで個人情報や写真がさらされることもあればSNS投稿がもたらすさらし、腹いせ・仕返しのためさらしがある。腹いせ・仕返しのためさらしとしてリベンジポルノが問題になっている。被害件数が増加しているが、載せられた本人が気付いていないケースも多々ある。

(4) デジタルタトゥー

ネット上のことばや画像、動画は永遠に残ってしまう。デジタルタトゥーと呼ばれ、一度拡散してしまうと後から消すことが極めて困難である。被害相談の多くは中高生からである。ネット上に永遠に残り続けるため、将来の就職、結婚への影響が懸念される。拡散したらもう消すことはできない。一生社会的な制裁を受けることとなる。



参考：平成28年度福島県「地域でつながる家庭教育応援事業」フォローアップ研修
株式会社情報文化総合研究所代表取締役佐藤佳弘氏の講演より

スマートフォン等の長時間使用



メディアとの過剰な接触は、視力障害や聴力障害をつくるだけではなく、大切な脳の前頭葉の神経細胞を壊してしまう。

テレビ好きゲーム好きな児童生徒の多くに、多動、暴れる、きれる、集中力不足のような症状が多く見られる。感情の抑制力は前頭葉のはたらきだが、メディア漬けになってしまうことで、前頭葉の機能が低下していることが原因と考えられる。

15才の少年の29%が寂しいと感じている。頑張ってもうまくいかない、努力が報われない、だから自尊心がない、寂しいと感じている。勉強やスポーツをどんなに頑張ったとしても、そのあとの長時間のゲームやスマホにより、脳に障害を受けていることに起因している。ゲームやスマホに時間が多く取られると良質の休憩と睡眠の時間が奪われてしまい、結果、慢性疲労に陥り、多彩な心身の症状を呈する。しかし、映像を離れることで、その心身の症状は消失する。



参考：平成28年度福島県「地域でつながる家庭教育応援事業」
親子の学び応援講座 大玉村立大玉中学校
国立病院機構仙台医療センター医師田澤雄作氏の講演より

保護者の皆様をお願いしたいこと

◎ネットに個人情報を掲載しない！～ネット上のことばや画像、動画は永遠に残ります～

1 インターネット上でのマナーや危険防止について話し合い、ルールを作り、一緒に取り組みましょう。

家庭では、まず、スマートフォンの必要性・危険性について子どもとしっかりと話し合い、必要がない限り持たせることがないようにすることが重要です。迷った場合は学校の先生に必要度等を相談することをおすすめします。持たせる場合には、いじめや個人情報、犯罪、炎上、マナー等の観点からルールを作りましょう。

<家庭のルール例>

- (1) 悪口、うわさを書かない。≫いじめ
- (2) 自分や友達の写真を投稿しない。≫個人情報
- (3) 知らない人に返信しない。≫犯罪
- (4) 悪ふざけ写真を載せない。≫炎上
- (5) 使う場所・時間を考える。≫マナー
- (6) 普段は位置情報をオフにする。≫プライバシー
- (7) 食事中、入浴中に使わない。≫依存
- (8) 無断でアプリをダウンロードしない。≫不正アプリ
- (9) 歩きスマホをしない。≫事故
- (10) ID、パスワードを人に教えない。≫不正アクセス
- (11) お金を請求されたら相談する。≫詐欺

出典：佐藤佳弘「インターネット社会と人権」

平成 28 年度西朝霞公民館人権教育講座より

- 子どもがゲームやオンラインで通信などをやっているようだけど、どんなことをしているのかを把握していないことに気がきました。子どもの方が詳しくなったりするので、使い方やルールを決めたり、内容を確認したいと思います。

平成 28 年福島県「地域でつながる家庭教育応援事業」

親子の学び応援講座 福島市立鎌田小学校 保護者の感想から

- インターネットは便利だし、これからの時代さらに利用をしていくと思うので、使い方に注意していく必要があると改めて実感しました。家でもルールを決めたいと思います。

平成 28 年福島県「地域でつながる家庭教育応援事業」

親子の学び応援講座 伊達市立伊達中学校 保護者の感想から

2 必ずフィルタリングサービスを利用しましょう。きめ細かいフィルタリングの設定を！

子どもが使うスマートフォンにはフィルタリングを設定することが法律で義務付けられています。出会い系サイト等でトラブルに巻き込まれた児童の95%は、フィルタリングが未利用でした。フィルタリングは被害防止の基本です。フィルタリングを利用しても、アプリごとに利用制限を変更できるため、SNS も問題なく使用できます。

参考：平成 28 年度福島県「地域でつながる家庭教育応援事業」フォローアップ研修

株式会社情報文化総合研究所代表取締役佐藤佳弘氏の講演より



3 子どもがどんな使い方をしているのか関心を持ちましょう。子どもの異変をキャッチしましょう。

子どものネット利用に起因する異変を見逃さないよう、見守りましょう。

●ネットトラブル

- (1) 食欲がなくなる。
- (2) 寝坊するようになる。
- (3) 学校に行きたがらない。
- (4) 笑顔がなくなる。
- (5) ため息をつく。



●ネット依存

- (1) 忘れたら遅刻してでも取りに戻る。
- (2) 食事中でもやめない。
- (3) フロ、トイレに持ち込む。
- (4) 寝ながら使う。
- (5) ファントムリング現象。



出典：佐藤佳弘「インターネット社会と人権」平成 28 年度西朝霞公民館人権教育講座より

4 インターネットの特性や危険性について学びましょう。

情報モラルもフィルタリングも、子どもをトラブルから守る大切な知識です。学校や地域で開催する研修会、Webの情報、書籍、事例集などで積極的に学びましょう。

5 保護者の皆様が手本を示しましょう。

子どもは保護者の行動も見て、学び、育ちます。保護者自身が適切なインターネット利用を心がけ、手本となってよいマナーを学ばせましょう。

<相談窓口>

インターネットでトラブルや被害にあったときの相談・連絡先

- ・ヤングテレホンコーナー（福島県警察本部） 024-526-1189（平日 9 時～17 時）
- ・ダイヤル SOS（福島県教育委員会） 0120-453-141（平日 10 時～17 時）
- ・福島県消費生活センター 024-521-0999（平日 9 時～18 時 30 分）

